

茅ヶ崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

茅ヶ崎市教育委員会教育長 青柳和富

茅ヶ崎市教育委員会規則第4号

茅ヶ崎市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市教育委員会公告式規則（昭和27年茅ヶ崎市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育委員会名を記入してその末尾に教育長が署名しなければ」を「教育長名を記入しなければ」に改め、同条第3項中「定める」を「規定する」に改める。

第4条を次のように改める。

（規程の公表）

第4条 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、教育委員会の定める規程で公表を要するものについて準用する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。